



2023年10月1日
一般財団法人 建設業振興基金
建設キャリアアップシステム事業本部

事業者登録の更新について
～ 10月から、順次更新手続きが始まります ～

CCUS の事業者登録の有効期限は5年であり、初期に登録をいただいた事業者から順次更新期を迎えるため、**本年10月1日から更新手続きを開始**します。

CCUS は技能者の処遇改善等につなげるための**業界共通の制度インフラとして、今後ますます活用が期待されるシステム**ですので、是非**確実に更新手続きを行ってください**。

【更新手続きの概要】

- ・事業者登録の有効期限は、登録日から5年後の登録月の月末です。
(登録日:2019年4月15日 ⇒ 有効期限:2024年4月30日)
なお、2018年度登録の事業者の有効期限は、CCUS の本格運用開始が2019年4月であったことから、特例として2024年3月31日としています。
(登録日:2018年9月15日 ⇒ 有効期限:2024年3月31日)
- ・**更新手続きは、有効期限の6カ月前から1カ月前までの間**に行っていただきます。
(有効期限の1カ月前までには、確実に更新手続きを行ってください。)
- ・**有効期限の6カ月前となった事業者**の方の登録メールアドレス宛に、**ご案内メールを送付**しますので、それに従い更新手続きを行ってください。
(有効期限は、システムにログイン後の画面でも確認できます。)
- ・更新申請の方式としては、インターネット(CCUSホームページ)による申請と、認定登録機関での申請の2方式があります。(新規登録と同じです)
- ・変更のない事項については、記入や証憑書類の添付を不要とするなど、変更手続きの負担軽減を図っています。
- ・更新の際には、資本金額に応じた所定の事業者登録料(更新登録料)をお支払いいただきます。

(参考)事業者更新手続きの流れと方法

https://www.ccus.jp/p/application_jigyousya_renewal